

- ① 差し押さへべき物の該当性
- ② 被疑事実との関連性
- ③ 差し押さへの必要性

R3

ar

※注意
添削を希望される方は、必ず全員！Dをご記入ください

設問1

1. ①の差し押え

(1) 捜索差し押許可状の効力は、「差し押さへべき物」(刑訴法219条1項)として明示された物についてののみ及ぶ。「差し押さへべき物」に当たするためには、令状に記載された物件に該当することに加え、被疑事実との関連性が必要である(刑訴法222条1項、99条1項)。

(2) Pらが差し押えた両組の幹部Jの名利は、差し押さへべき物のうち「名利」に当^{ニニ被疑事実との関連性}た。被疑事実との直接の関連性^{背景事情・情状のとの関係・細の性格・Xとの関・事件の組織的背景を}

本件では、Vを被害者とする住居侵入強盗^{解明するためには必要は証拠}を被疑事件~~と~~としている。そして、

捜索差し押え前の段階で、甲はH県I市内のAビル21号室をPジトとして~~乙と共に強盗~~

乙の指示で強盗を行ったこと、Vから得た500万円を全額乙に手渡したと、乙の背後

には指定暴力団である両組がいて、乙はその幹部に犯行で得た金の一部貢いでい

ることを供述している。これらの事情から、背後にいる両組の何者かP甲と乙を利

用して金銭的利益を得ているとわづかづか、乙名義で借りている前記Aビル

21号室から発見されたこと、名利には甲の言うとおり「両組若頭J」との印利があること

を併せ考えると、本件①は、乙とその背後の両組との関係を示しているといえる。よって、

①の名利は、「本件に関係ありと懸念される…名利」に当たる。

したがって、①の差し押えは適法である。^{差し押さへの必要性は独立に要す…?}

2. ②の差し押え

(1) Pらは、Aビル21号室にあったUSBメモリ2本を、いずれもその内容とその場で

確認することなく差し押えているが、これは適法か。

差し押え対象物は「証拠物…と思慮するもの」に限られる(222条1項、99条1項)から、

ここからスタート!

★ 差押対象物と被疑事実との関連性について、捜査差押えの現場で判断するの原則

差押えに先立ち、被疑事実との関連性があると判断できる物についての差押えをすることができ。 言

(2) USBメモリなどの電磁的記録媒体については、その性質上内容が可視的ではなく、別途機械などを通して確認しなければ、その中の情報が被疑事実と関連しているかわからない。 ^{この辺り?} 必要は延べ説もある vs 判例は「差押えをすることが許される」としている

もっとも、これをその場で確認 ~~して~~ することが難しく、証拠の保全のために、もやもや得ない場合には、その電磁的記録媒体に被疑事実に関連する情報存在する蓋然性を認められるのであれば、その場で内身を確認することなく差押えをすることも許されると解する。 ^{甲の供述がとも信用できる、つと書いてある}

(3) 甲の供述によると、アジトであるAビル2号室にはUSBメモリがあり、そこには強盗のターゲットになる人の氏名と電話番号の入った名簿データが存在していること、甲はこの指示で本件事件を実行したことがうかがわれるから、USBには被疑事件に関連する情報存在する可能性が高い。 ^{自由/実際にUSBあった(容疑の事実の存在)} ^{Yの情報} ^{乙が知らない8桁の数字で}

さらに、甲はUSBについて、パスワードがかけられており、一度でも間違えると初期化されてしまう設定となっていることばうかがえる。 ^{そして} 実際にはPらに対し、「USBメモリの中身を調べずに全部持っていくのがあ。パスワードは全部 ^{7桁Xかかば} ~~2桁~~ にしてもらう。この場で確認してくださう」と申し出ており、これは乙がPらにその場で中身を確認するようにはうなづかい、 ^偽 甲のパスワードを教えた上前述の初期化システムを起動させ、証拠を隠滅しようとしている疑いがある。 ^{後だと証拠隠滅される可能性がある} ^{1回パスワード入力したら消える」にやめた!}

これらの考慮があれば、内身を確認することが難しく、証拠の保全のためにやむを得ないといえ、②の差押えも適法である。

(4) なお、差押えした2本のUSBのうち、白色のUSBについては、差押え後に未使用であ

る。被疑事件に関連する情報は存在していなかったと判明しているが、被疑事件との関連性は、差押え時を基準として判断されるため、事後的・結果的にこればかりいことが発見されたとしても、差押えの適法性には影響を及ぼさない。

設問2

1. 本件メモ1の証拠能力について

(1) 本件メモ1は伝聞証拠に当たする場合、原則として証拠能力を否定される(刑訴320条)。320条の趣旨は、人間の知覚・記憶・表現・叙述の過程には誤りが入りやすく、反対尋問による訂正、偽証罪の告知、供述者の観察ができない等により、事実認定を誤る類型のおそれがあるとの考えにある。よって、伝聞証拠とは、かかる趣旨が該当するもの、あるいは公判期日に付した書面における供述に付した書面又は公判期日外において他の者の供述を内容とする供述である。内容の真実性が問題となるものをいう。

①メモ1
認定
志や
犯行
メモ

(2) 本件メモ1は、甲乙間における本件住居侵入強盗に関する共謀を立証するために用いられている。本件メモから、令和2年8月4日午前10時20分に乙が本件メモ1を作成したことが立証でき、そこから、その内容が本件事件の客観的事実と一致していること、作成時間と犯行時間と接近していることなどから、甲と乙が共犯計画を共有していたこと、あるいは共謀の存在を推認できる。メモの存在、やけど、そこから何が立証できるか、それは具体的な要証事実

したがって、要証事実とは本件メモ1の存在自体であるから、内容の真実性は問題とならず、非伝聞である。間接事実にもなるし、補強事実にもなる

2. 本件メモ2の証拠能力について

(1) 本件メモ2は、乙から指示されたことを甲が書き記したものである。

本件メモ2から、甲が乙から指示された記載された内容を乙から指示を受けた事実と立証し、これにより甲乙間の共謀謀の存在を推認できるから、要証事実甲が乙から記載どおりの指示を受けたことである。

この要証事実との関係では、原供述者の甲の供述の内容の真実性バ問題と異なるから、伝聞証拠にあたる。

(2) 321条1項3号を満たすか。

ア、伝聞例外は、伝聞証拠の意義をふまえて、証拠能力を認め、必要性と信用性の情狀的担保によりこれを解許するものである。たとえれば、必要性を基礎付ける供述不能は、例示列挙であって、拒供拒否の場合でも認められる。もっとも、一時的なものでは足りず、継続的であり、何度かの説得にせよ、配慮をしてもなおその意を翻すことを見込めないとき場合に認められる。

本問では、甲は捜査の初期段階から乙との関係や両組について供述していたが、第乙の背役にいる両組の存在により、乙について供述すればならぬもの（ほうかく）がまわっているのではなからと懸念し、その後供述を拒否している。また、甲の証人尋問では、遮へい措置を講じるなど、甲が証言しやうより配慮がなされているが、甲は「私は誰から何と言われるように証言しませんし、今後絶対に証言することはありません」と述べているのであって、拒供拒否や甲が意を翻あらざる配慮をして、甲が意を翻すことはいふと思われないから、拒供拒否の要件を満たす。
黙秘していること

イ、また、本問では本件メモ1及びその記載と同一内容のデータのいずれもバ発見せず、他の証拠もないから、犯罪事実の存在の証明に欠くことができないうものと

ar

※注意

添削を希望される方は、必ず会員IDをご記入ください

いえる。

ウ. 「特に信用すべき状況」とは、供述の信用性を担保するための絶対的特信状況を意味する。その判断には、~~供述~~供述の外部部的付随事情を考慮し、その一資料として供述内容も考慮する。

本件メモ2は、甲方の机の施錠された引き出し内から見つかり、ダイバートな空間の中でさらに錠を設けてあることから、他の者に見せる予定はなく、あえて虚偽の内容を書く可能性も低い。また、本件メモ2は、令和2年8月4日のページの部分には記載あり、この日付は本件事件の犯行日時と一致する。さらに、本件メモ2には、Vの名前、住所、保管にある現金の額と場所、催眠スプレーやロープ、ガスマスクの使用の情報が本件事件と客観的に合致しており、メモの「ロドワイク」の記載も、Vがほぼ正確に記述しているように見受けられる。口述とメモとの一致あり。^{いせん}記憶違い/虚偽/詳細

以上の事情により、絶対的特信状況が認められる。^{強弱はある}

以上

(3) したがって、本件メモ2は、321条1項3号により、証拠能力が認められる。

以上